

水野損賠裁判不当判決に対する見解

東京地区分会の水野良則さんが会社を相手取り訴えていた損害賠償請求事件（平成29年（ワ）第12531号）で1月24日、東京地裁は「原告の請求を棄却する」という不当判決を言い渡した。

この裁判は、水野さんが車掌長の職務に就いていたとき、乗客に「アカンペー」をした同僚の車掌を叱責したことに対し会社が、こともあろうか水野さんを日勤教育にし、あらゆるパワハラを繰り返し、水野さんを病気に追い込み、処分発令と出向を命じたのは不当だとして訴えていた事件である。裁判所は、水野さんの訴えを一切認めず、会社の言い分だけを認めたのである。

水野さんは、日勤教育にされパワハラを受けたことを具体的に証言した。水野さんは、所長から「もう食えんな、今後どうするのか決めろ」など、数々の暴言を受けたことを堂々と証言した。にもかかわらず裁判所は、水野さんが同僚の車掌に対して暴力行為を働いたと難癖をつけ、日勤は必要な教育であると認定した。水野さんが隔離された部屋に軟禁されたことも、他の社員の目に触れないようにした配慮であるとして、会社の行為を正当化した。その上で、水野さんが病気に追い込まれたとの因果関係は無いと認定した。しかし、裁判所は水野さんが受けた具体的なパワハラについては、一切触れていないのである。

また、管理者から日勤でやる事が無いからと、年休を強要されたことについても、自ら年休を申し込んだと事実を否定した。

さらに裁判所は、処分発令や出向命令も正当だとした。他系統でもある整備会社への出向は協定に基づくもので、本人の同意は不要であり、濫用ではないとした。裁判所は、いずれも安全配慮義務違反にはならないとし、会社主張のいいとこ取りをしたのである。

ハラスメントが社会的にも問題視されている昨今、この判決はパワハラの実態を否定するという社会に反する行為と言わざるを得ない。

本部は同日、「水野損賠裁判」判決報告集会を開催し、水野さんは不当判決を許さず控訴して闘うことを表明した。JR東海労は、全組合員で水野さんと共に、控訴審を全力で闘うことを明らかにする。

2020年1月27日

J R 東海労働組合中央本部

J R 東海労働組合新幹線地方本部

J R 東海労働組合東京地区分会